射水市告示第３１６号

令和８年度後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第１１２条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により、令和８年度後期高齢者医療保険料督促状第３期の送付に代えて公示送達する。

なお、当該書類を射水市福祉保健部保険年金課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和８年１０月３０日

射水市長　夏　野　元　志

記

1　科目別文書

後期高齢者医療保険料督促状（令和８年度第３期）

2　送達を受けるべき者の最後の住所、氏名及び被保険者番号

番号	住　　所	氏　　名	被保険者番号
1	射水市八幡町一丁目２３番１３号	上田　安子	03935848